

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活 注意・警戒情報

高齢の母が、無料で配られる食料品をもらいに行ったら、高額な健康食品を買わされた!

近所の空き倉庫に、健康食品の店ができた。無料で食品や日用品をもらえると
いので行ってみたら、持病に効くと言われ、高額な健康食品を購入すること
になってしまったらしい。解約したい。

アドバイス

商品の無料配布を口実に、高齢者等を会場（空き店舗や団地の一室）に誘い込み、高額な健康食品や、健康器具、ふとんなどを売りつける催眠商法（SF商法）についての相談が寄せられています。

無料の商品をもらって得た気分になったり、店員と親しくなったりして通いつめ、気づいたら大金をつぎこんでいたということが少なくありません。

期間限定の店舗なので、後で解約したいと思っても、業者と連絡がつかないというケースもあります。

「無料」「今だけ」などと勧誘されたり、知り合いに誘われたりしても、安易に契約しないようにしましょう。

心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費生活相談は

消費者ホットライン ☎局番なし ^{イヤヤ!} 188 （身近な消費生活相談窓口につながります。）





募集中!!

参加無料 お気軽にご参加ください

くらしの経済講演会 in 横浜 – 若者のくらしとお金の豆知識

最近の若者の消費者被害の傾向や、お金との付き合い方などを分かりやすくお話する講演会です。

日 時 10月15日(木) 14時から16時10分まで (受付は13時30分から)

場 所 横浜情報文化センター 6階 情文ホール
横浜市中区日本大通11(みなとみらい線「日本大通り駅」下車 3番出口すぐ)

内 容 第1部 「若者を狙う悪質商法の手口とその対処法」

県の窓口寄せられた若者に多い相談事例や最新の悪質商法の手口について紹介します。

講師 神奈川県消費生活専門相談員 馬庭 つる代 氏

第2部 「人生を楽しむ秘訣(ひけつ) - 心と体と財布の健康 - 」

ラジオ番組などでおなじみ、ファイナンシャルプランナーの資格も持つ講師が、お金との付き合い方・生活設計などについて楽しく語ります。

講師 フリーアナウンサー 生島 ヒロシ 氏

対 象 県内在住、在勤、在学の方

大学生や新社会人などの若者をはじめ、県内の企業・団体・大学等の人事、研修担当者など、若者に接する機会が多い皆様、ご参加をお待ちしています!

定 員 200名

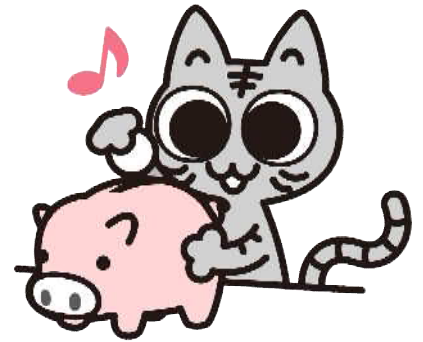
申 込 氏名(団体名)、郵便番号、住所、電話番号(携帯可)、ファックス番号、メールアドレス、同行者全員の氏名を記載して、ホームページ掲載のフォームメールか、ファックスにより10月2日(金)までに申し込みください。

定員を上回る応募があった場合は抽選とさせていただきます、ご参加いただけない場合のみ、申し込み締め切り後にご連絡いたします。締切までに定員に満たない場合には、引き続き受け付けますので、お問い合わせください。

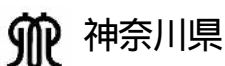
お問い合わせ 神奈川県消費生活課 消費者教育推進グループ

電話 045-312-1121(内線2642) / FAX 045-312-3506

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/evt/p952363.html>



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局くらし県民部消費生活課相談第二グループ

(かながわの消費生活のページ) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506